

広島地方最低賃金審議会  
 第2回 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、  
 業務用機械器具製造業最低賃金専門部会  
 議事要旨

開催日時	令和5年10月11日(水) 9時58分～10時33分		
開始場所	広島合同庁舎4号館13階9号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 2人	定数 3人
主要議題	1 広島県はん用機械器具製造業等最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県はん用機械器具製造業等最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から、前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、部会長は前回労働者代表委員から金額提示があったものの、使用者代表委員からは金額提示がなされていなかったことから、使用者代表委員に金額提示を求めた。</p> <p>使用者代表委員は、「昨年の引上額が広島県最低賃金の84%程度の26円であったので、同様に、広島県最低賃金の引上額40円の84%程度の34円を提示する。」との金額提示があった。</p> <p>その後、公益代表委員が労使各代表委員と個別に協議を重ねたが、合意に至らなかったことから、公益代表委員より、現行の特定最低賃金額984円を36円引き上げて1,020円とする公益案が提示され、採決の結果、全会一致で公益案どおり結審となった。</p> <p>11月1日に開催予定の第551回広島地方最低賃金審議会にて部会長報告を行うことが了承された。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の開催予定。</p> <p>第551回広島地方最低賃金審議会          日 時 11月1日(水) 10時～          会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室          (異議申出があった場合)</p> <p>第552回広島地方最低賃金審議会          日 時 11月17日(金) 10時～</p>			